

# 青森県報

号外第十六号

平成二十六年  
三月二十六日  
(水曜日)

目次

告示

平成二十六年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額…… (財政廳) …… 1

## 告示

青森県告示第百二十九号

平成二十六年二月青森県議会議決第百七十七回定例会の議決を経た平成二十六年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額を、次のとおり定める。

平成二十六年三月二十六日

青森県庁 三 任 申 印

平成26年度青森県一般会計予算

平成26年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	124,915,477
1	県	民 税	36,780,800
2	事	業 税	17,601,342
3	地	方 消 費 税	16,005,742
4	不	動 産 取 得 税	2,081,040
5	た	ば こ 税	1,924,583
6	ゴ	ル フ 場 利 用 税	146,171
7	自	動 車 取 得 税	1,152,576
8	軽	油 引 取 税	14,235,725
9	自	動 車 税	16,715,972
10	鉦	区 税	3,042
11	固	定 資 産 税	1

借入金

12	核燃料物質等取扱税	18,109,800	1	寄附金	1	1
13	狩猟税	13,895	12	繰入金	1	21,523,260
14	産業廃棄物税	144,787	1	1 特別会計繰入金	1	58,036
15	旧法による税	1	2	2 基金繰入金	1	21,465,224
2	地方消費税清算金	37,574,748	13	繰越金	1	1
1	1 地方消費税清算金	37,574,748	1	繰越金	1	1
3	地方譲与税	25,157,636	14	諸収入	1	68,927,736
1	1 地方法人特別譲与税	22,059,196	1	1 延滞金、加算金及び過料等	1	143,208
2	2 地方揮発油譲与税	2,886,138	2	2 県預金利子	1	3,821
3	3 石油才又譲与税	186,877	3	3 貸付金元利収入	1	60,014,094
4	4 地方道路譲与税	1	4	4 受託事業収入	1	1,009,320
5	5 航空機燃料譲与税	25,424	5	5 収益事業収入	1	4,252,939
4	地方特例交付金	296,051	6	6 利子割精算金収入	1	5,051
1	1 地方特例交付金	296,051	7	7 雑収入	1	3,499,303
5	地方交付税	207,184,000	15	県債	1	85,720,660
1	1 地方交付税	207,184,000	1	1 県債	1	85,720,660
6	交通安全対策特別交付金	427,370	歳入合計			691,000,000
1	1 交通安全対策特別交付金	427,370				
7	分担金及び負担金	6,359,229	歳出			
1	1 分担金	266,282	款項			
2	2 負担金	6,092,947	1 議会費			1,200,830
8	使用料及び手数料	6,374,101	1 1 議会費			1,200,830
1	1 使用料	3,934,066	2 総務費			32,967,042
2	2 手数料	2,440,035	1 1 総務管理費			9,077,519
9	国庫支出金	105,383,063	2 2 企画生活費			14,387,390
1	1 国庫補助金	39,864,002	3 3 県民生費			943,392
2	2 国庫補助金	63,789,867	4 4 徴収費			4,803,814
3	3 委託金	1,729,194	5 5 市町村振興費			1,286,063
10	財産収入	1,156,667	6 6 選挙費			268,478
1	1 財産運用収入	608,374	7 7 防災費			1,293,887
2	2 財産売却収入	548,293	8 8 統計調査費			563,020
11	寄附金	1	9 9 人事委員費			143,177



14 子 備 費 150,000  
 1 子 備 費 150,000  
 歳 出 合 計 691,000,000

第2表 継続費

款 項 事 業 名 総 額 年 度 年 割 額  
 千 円 千 円 千 円

8 土 木 費  
 5 都市計画費 新高森県総合運動公園陸上競技場建築事業費

平成26年度農地中間管理機構の農地売買等事業（一般タイクス）に伴う農用地等買入金に対する損失補償  
 平成26年度から平成28年度まで 22,778  
 平成26年度農地中間管理機構の農地売買等事業（担い手支援タイクス）に伴う農用地等買入金に対する損失補償  
 平成26年度から平成32年度まで 463,655

9 警察費

1 警察管理費 大間警察署庁舎建築事業費

10 教育費

4 高等学校費 五所川原工業高等学校校舎建築事業費

平成26年度農地中間管理機構の農地中間管理事業（簡易な基礎整備）に伴う事業費借入金に対する損失補償  
 平成26年度から平成36年度まで 129,316  
 平成26年度土地改良負担金償還平準化資金利子補給費補助  
 平成26年度から平成37年度まで 534  
 平成26年度広域営農団地農道整備事業工事代金  
 平成26年度から平成27年度まで 200,000  
 平成26年度漁業近代化資金の利子補給  
 平成26年度から平成46年度まで 利子補給対象借入資金限度額 500,000  
 利子補給率年0.4%から1.25%  
 平成27年度から平成41年度まで 利子補給対象借入資金限度額 50,000  
 利子補給率年1.25%  
 平成26年度漁業経営維持安定資金利子補給  
 平成26年度から平成27年度まで 利子補給対象借入資金限度額 200,000  
 利子補給率年0.1%  
 平成26年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給  
 平成26年度から平成36年度まで 利子補給率年0.625%から1.25%  
 平成27年度から平成36年度まで 利子補給率年0.45%  
 平成28年度から平成34年度まで 利子補給率年0.50%  
 平成29年度から平成31年度まで 利子補給率年0.50%  
 平成27年度から平成28年度まで 利子補給率年0.50%

第3表 債務負担行為

事 項 期 間 限 度 額  
 千 円

平成26年度青森県史刊行委託代金 平成27年度 17,496

防災へリコプター更新事業費 平成26年度から平成27年度まで 2,209,398

平成26年度獣医師修学資金貸付 平成27年度から平成28年度まで 5,760

青森・岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策付金 平成26年度から平成34年度まで 3,000,000

平成26年度医師修学資金貸付 平成27年度から平成31年度まで 27,000

平成26年度看護師等修学資金貸付（看護師等養成所分） 平成27年度から平成28年度まで 13,488

平成26年度離職者等再就職訓練事業委託代金 平成27年度 36,558  
 平成26年度農業近代化資金の利子補給 平成27年度から平成47年度まで 利子補給対象借入資金限度額 1,200,000  
 利子補給率年0.4%から1.25%  
 平成26年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給 平成27年度から平成42年度まで 利子補給対象借入資金限度額 100,000  
 利子補給率年1.25%  
 平成26年度農地中間管理機構の農地売買等事業（一般タイクス）に伴う農用地等買入金に対する損失補償  
 平成26年度から平成28年度まで 22,778  
 平成26年度農地中間管理機構の農地売買等事業（担い手支援タイクス）に伴う農用地等買入金に対する損失補償  
 平成26年度から平成32年度まで 463,655  
 平成26年度警察管理費 平成26年度から平成26年度まで 590,136  
 平成27年度 390,116  
 平成26年度高等学校費 平成26年度 761,979  
 平成27年度 963,065  
 平成28年度 131,398  
 平成26年度漁業経営維持安定資金利子補給 平成27年度から平成41年度まで 利子補給対象借入資金限度額 50,000  
 利子補給率年1.25%  
 平成26年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給 平成26年度から平成36年度まで 利子補給率年0.625%から1.25%  
 平成27年度から平成36年度まで 利子補給率年0.45%  
 平成26年度漁業試験船代船建造費補助 平成27年度 507,974  
 21あおもり産業総合支援センターに対する（平成26年度）設備貸与資金の損失補償 平成28年度から平成34年度まで 損失補償限度額 216,000  
 損失補償率 480,000の45%  
 21あおもり産業総合支援センターに対する（平成26年度）設備リース資金の損失補償 平成28年度から平成34年度まで 損失補償限度額 110,000  
 損失補償率 220,000の50%



(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,958,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	金	千円
1 繰入金	繰入金	138,981,730
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	115,320,528
2 基金繰入金	基金繰入金	23,661,202
2 県	県	84,977,000
1 県	県	84,977,000
歳入合計	歳入合計	223,958,730
歳出	歳出	
款	項	金額
		千円
1 公債費	公債費	223,958,730
1 公債費	公債費	223,958,730
歳出合計	歳出合計	223,958,730

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
一般会計借換債	84,977,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 84,977,000 / / /

平成26年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

平成26年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,882,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	金	千円
1 使用料及び手数料	使用料及び手数料	1,282,856
1 使用料	使用料	1,282,856
2 財産収入	財産収入	342
1 財産運用収入	財産運用収入	342
3 繰入金	繰入金	549,594
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	549,594
4 繰越金	繰越金	3
1 繰越金	繰越金	3
5 諸収入	諸収入	49,985

1	県預金利子	160
2	受託事業収入	5,121
3	雑入	44,704
歳入合計		1,882,780

歳出		
款	項	金
		千円
1	療育福祉・医療療育センター費	1,882,620
1	あすなる療育福祉センター費	714,367
2	さわらび療育福祉センター費	389,995
3	はまなす医療療育センター費	778,258
2	公債費	160
1	公債費	160
歳出合計		1,882,780

平成26年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成26年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,193,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金
		千円
1	分担金及び負担金	67,553
1	負担金	67,553
2	使用料及び手数料	437,004

1	使用料	437,004
3	財産収入	8,548
1	財産売却収入	8,548
4	繰入金	678,466
1	一般会計繰入金	678,466
5	繰越金	2
1	繰越金	2
6	諸収入	1,946
1	県預金利子	1
2	雑収入	1,945
歳入合計		1,193,519

歳出

款	項	金
		千円
1	港湾整備事業費	145,507
1	青森港整備事業費	67,760
2	八戸港整備事業費	75,096
3	七里長浜港整備事業費	1,031
4	大湊港整備事業費	1,620
2	公債費	1,048,012
1	公債費	1,048,012
歳出合計		1,193,519

平成26年度青森県証紙特別会計予算

平成26年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,536,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	
----	--

款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	2,441,990
1	1 証紙取扱収入	2,441,990
2	繰入金	94,161
1	1 一般会計繰入金	94,161
3	繰越金	1
1	1 繰越金	1
歳入	合計	2,536,152

平成26年度青森県下水道事業特別会計予算

平成26年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,261,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	1	分担金及び負担金	2,306,244
	1	1 負担金	2,306,244
	2	使用料及び手数料	25,955
	1	1 使用料	25,955
	3	国庫支出金	970,600

款	項	金額 千円
1	証紙管理取扱費	2,536,152
1	1 証紙取扱費	2,536,152
歳出	合計	2,536,152

平成26年度青森県管理特別会計予算

平成26年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,18,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	1	繰越金	2
	1	1 繰越金	2
	2	諸収入	218,673
	1	1 管理費収入	218,673
歳入	合計		218,675

款	項	金額 千円		
1	国庫補助金	970,600		
4	繰入金	557,812		
5	繰越入金	557,812		
6	繰越入金	1		
6	諸収入	94,421		
1	県預金収入	1		
2	受託事業収入	94,420		
7	県債	306,000		
1	県債	306,000		
1	歳入合計	4,261,033		
歳出				
1	下水道事業費	3,452,374		
1	流域下水道事業費	1,537,200		
2	特定環境保全公共下水道事業費	124,660		
3	下水道管理費	1,790,514		
2	公債費	808,659		
1	公債費	808,659		
1	歳出合計	4,261,033		
第2表	債務負担行為			
事	項目	期間	限度額 千円	
	平成26年度岩木川流域下水道事業工事に代金	平成27年度	263,100	
	平成26年度馬淵川流域下水道事業工事に代金	平成27年度	171,000	
第3表	地方債			
起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法

下水道事業 306,000 普通貸借又は債券発行 9.0 以内 政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には7年以内変更、繰上償還又は借換することができる。

平成26年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成26年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ287,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額 千円
1	使用料及び手数料	163,036
1	使用料	163,036
2	繰入金	121,210
1	繰越入金	121,210
3	繰越入金	1
1	繰越入金	1
4	諸収入	3,249
1	県預金収入	1
2	雑収入	3,248
歳入合計		287,496
歳出		

款	項	金額 千円
1	駐車場事業費	107,698
1	1 県営駐車場運営費	60,746
2	2 地下駐車場運営費	46,952
2	公債費	133,210
1	1 公債費	133,210
3	繰出金	46,588
1	1 一般会計繰出金	46,588
歳	出 合 計	287,496

平成26年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成26年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,684,783千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,640,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	3,898,650
1	1 使用料	3,898,650
2	繰入金	779,213
1	1 一般会計繰入金	779,213
3	繰越金	1
1	1 繰越金	1
4	諸収入	6,919
1	1 県預金利子	1

2	雑入合計	金額 千円
歳 入 合 計	4,684,783	6,918

款	項	金額 千円
1	1 鉄道施設事業費	4,151,630
1	1 鉄道施設管理費	4,151,630
2	2 公債費	533,153
1	1 公債費	533,153
歳	出 合 計	4,684,783

平成26年度青森県就農支援資金特別会計予算

平成26年度青森県就農支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	貸付勘定収入	72,178
1	1 繰入金	5,000
2	2 繰越金	22,339
3	3 諸収入	34,839
4	4 県入債	10,000
歳	入 合 計	72,178

歳 出

款	項	金額 千円
1	貸付勘定	72,178
1	貸付金	44,326
2	公債	18,568
3	繰出金	9,284
	歳出合計	72,178

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
就農支援資金貸付金	10,000	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の融資条件による。	0	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の融資条件による。
計	10,000	/	/	/

平成26年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ380,010千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額 千円
1 繰入金	15,476
1 一般会計繰入金	15,476
2 繰越金	88,572
1 繰越金	88,572
3 諸収入	272,346
1 県預金利息	7
2 貸付金元利収入	272,335
3 雑収入	4
4 県債	3,616
1 県債	3,616
歳入合計	380,010

歳出

款	項	金額 千円
1	母子寡婦福祉資金貸付費	380,010
1	母子寡婦福祉資金貸付費	380,010
	歳出合計	380,010

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額 千円
	平成26年度母子福祉資金貸付金	平成27年度から平成30年度まで				194,976
	平成26年度母子寡婦福祉資金貸付金	平成27年度から平成29年度まで				6,999

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	3,616	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。
計	3,616	/	/	/

平成26年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成26年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,075,147千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1	繰入金	10,782
1	一般会計繰入金	10,782
2	繰越金	416,967
1	繰越金	416,967
3	諸収入	2,231,398
1	貸付金収入	2,189,427
2	県預金利息	600

雑収入

3	雑収入	2
4	貸付金利息	41,369
4	県債	416,000
1	県入債	416,000
歳出	合計	3,075,147

款	項	金額 千円
---	---	----------

1 小規模企業者等設備導入資金貸付金 1,070,000

1 小規模企業者等設備導入資金貸付金 1,070,000

2 事務費 11,384

1 諸費 11,384

3 公債費 1,991,599

1 公債費 1,991,599

4 繰出金 2,164

1 一般会計繰出金 2,164

歳出合計 3,075,147

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	416,000	普通貸借	1.050	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	416,000	/	/	/

平成26年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成26年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	歳入	歳出
款	款	項	項
1 貸付勘定収入	1 貸付勘定金	1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入
1 繰越収入	1 業務勘定金	1 繰越収入	1 繰越収入
2 諸収入	2 業務勘定収入	2 繰越収入	2 繰越収入
歳入	歳出	歳入	歳出
50,000	50,000	51,801	51,801
31,183	1,801	3	3
18,817	1,801		
1,801			
1,798			
51,801			

歳入	歳出	歳入	歳出
款	款	項	項
1 貸付勘定収入	1 貸付勘定金	1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入
1 繰越収入	1 業務勘定金	1 繰越収入	1 繰越収入
2 諸収入	2 業務勘定収入	2 繰越収入	2 繰越収入
歳入	歳出	歳入	歳出
50,000	50,000	51,801	51,801
1,801	1,801		
1,801			
51,801			

平成26年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,415千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	歳入	歳出
款	款	項	項
1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入
1 繰越収入	1 繰越収入	1 繰越収入	1 繰越収入
50,000	50,000	51,801	51,801
31,183	1,801		
18,817	1,801		
1,801			
1,798			
51,801			

2 諸収入	2 業務勘定収入	2 諸収入	2 業務勘定収入
1 繰越収入	1 繰越収入	1 繰越収入	1 繰越収入
2 諸収入	2 繰越収入	2 繰越収入	2 繰越収入
歳入	歳入	歳入	歳入
94,135	2,415	94,135	2,415
2,415	2,411	1	3
132,415			

平成26年度青森県病院事業会計予算

第1条 平成26年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1) 病床数	695床
(2) 年間患者数	528,559人
内 入院患者数	218,679人
内 外来患者数	309,880人
(3) 一日平均患者数	599人
内 入院患者数	1,270人
(4) 建設改良	
内 病院工事	624,908千円
内 資産購入	452,928千円
2 青森県立つくしが丘病院	

(1) 病床数	230床
(2) 年間患者数	80,106人
内 入院患者数	52,560人
口 外来患者数	27,546人
(3) 一日平均患者数	
内 入院患者数	144人
口 外来患者数	113人
(4) 建設改良	
内 資産購入	585千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収入	支出
第1款 中央病院事業収益	22,892,105千円
第1項 医業収益	19,640,034千円
第2項 医業外収益	3,252,071千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,890,792千円
第1項 医業収益	1,192,104千円
第2項 医業外収益	698,688千円
第1款 中央病院事業費用	23,146,443千円
第1項 医業費用	22,306,493千円
第2項 医業外費用	352,113千円
第3項 特別損失	477,837千円
第4項 予備費	10,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,177,372千円
第1項 医業費用	2,101,503千円
第2項 医業外費用	7,330千円
第3項 特別損失	67,539千円
第4項 予備費	1,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額319,406千円は損益勘定留保資金319,406千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 中央病院資本的収入	1,707,230千円
第1項 負担金	960,980千円
第2項 企業債	735,000千円
第3項 補助金	2,384千円
第4項 固定資産売却代金	8,866千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	15,721千円
第1項 負担金	15,721千円

支出

第1款 中央病院資本的支出	2,026,636千円
第1項 建設改良費	1,077,836千円
第2項 企業債償還金	848,800千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	15,721千円
第1項 建設改良費	585千円
第2項 企業債償還金	15,136千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	735,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更、県財政の都合により年限変更ができる。
計	735,000	/	/	/

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,476,054千円

(2) 交際費 293千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,808,083千円と定める。

平成26年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 114,169,840立方メートル

ロ 給水事業所数 10事業所

ハ 一日平均給水量 313,080立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 485,450立方メートル

ロ 給水事業所数 2事業所

ハ 一日平均給水量 1,330立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため一般会計から長期借入金43,415千円を借り入れる。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益 913,245千円

第1項 営業収益 909,979千円

第2項 営業外収益 3,266千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業収益 23,593千円

第1項 営業収益 23,592千円

第2項 営業外収益 1千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用 811,563千円

第1項 営業費用 774,955千円

第2項 営業外費用 26,608千円

第3項 予備費 10,000千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業費用 85,383千円

第1項 営業費用 36,065千円

第2項 営業外費用 44,318千円

第3項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額722,060千円は建設改良積立金396,384千円、損益勘定留保資金279,800千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,876千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 六ヶ所工業用水道事業資本的収入 477,352千円

第1項 出資金 477,352千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出 722,060千円

第1項 建設改良費 619,352千円

第2項 企業債償還金 102,708千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出 477,352千円

第1項 企業債償還金

387,352千円

第2項 他会計からの長期借入金償還金

90,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

176,504千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,153千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭